

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る本県の状況について[速報]

令和7年9月
総務部

1 健全化判断比率（4指標）の状況（参考 標準財政規模 約3,355億円）

- （1）**実質赤字比率**（一般会計及び7特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
全会計とも黒字又は収支均衡であるため、該当なし
- （2）**連結実質赤字比率**（一般会計・7特別会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
病院事業会計で資金不足が生じているものの全体では黒字であるため、該当なし
- （3）**実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉R4～R6 平均 13.4%（R3～R5 平均 12.8%）
- （4）**将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉212.2%（R5 218.3%）

2 公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率・・・資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

〈対象〉流域下水道・電気・工業用水道・資産運用・水道・病院・土地取得・港湾整備

〈状況〉病院事業会計：8.5%（R5 8.1%）※その他会計：該当なし

《参考》 早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について

比率名	R6	R5	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	該当なし	該当なし	3.75%	5%
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	8.75%	15%
実質公債費比率	13.4%	12.8%	25%	35%
将来負担比率	212.2%	218.3%	400%	
資金不足比率（病院事業会計）	8.5%	8.1%	20%	
〃（その他）	該当なし	該当なし	20%	

以上